

緊急被ばく医療体制の確保に関する意見書

現在、我が国の原子力発電所の事故等に係る緊急被ばく医療体制は、国の防災基本計画に基づき、原子力施設の立地または隣接をする１９道府県において行われており、各道府県が指定する初期及び二次被ばく医療機関と、国が指定する高度専門的な医療を担う三次被ばく医療機関により構成されています。

この１９の道府県には、医療体制の確保に必要な診療資器材の整備等に要する費用として、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金が交付されていますが、その他の都道府県には交付されていません。

しかし、今回の事故を受け、不安が広がる中、この１９道府県以外でも医療体制の整備等を求める声があがっています。

このため、国に対し、緊急被ばく医療体制の見直しを行うとともに、原子力施設の立地または隣接する道府県だけでなく、すべての都道府県に内部被ばく線量を調べるために放射線物質の量を体外から測定する装置であるホールボディカウンター等必要な診療資器材を整備するよう要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成２３年１２月 ９日

新宿区議会議長名

衆議院議長	宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
東日本大震災復興 対策担当大臣	